

1 女性の雇用	自由民主党	公明党	民主党	社会民主党	日本共産党	国民新党
(1.1) 男女雇用機会均等法の実効性を高めるため、貴党はどのような政策を実施しますか。						
1. 採用・昇進等における差別の実態を調査する。		○	○	○	○	
2. 違反企業名公表を徹底する。	○	○	○	○	○	
3. 法改正を行い、より強い罰則規定を設ける。				○	○	
4. 啓発により、企業や使用者の意識改善を促す。	○	○	○	○	○	○
5. その他	・均等法に基づく紛争解決援助制度を活用する。 ・企業の自主的かつ積極的取組（ポジティブ・アクション）を促進するため、企業における「機会均等推進責任者」の普及を促進するとともに、企業表彰制度を活用する。			間接差別対象拡大し、法の実効性を高めめます。	【日本共産党】禁止する間接差別を3項目に限定している規定や、雇用管理区分（職種、資格、雇用形態、就業形態）が異なれば待遇が違ってても法違反ではないとしている規定をなくします。救済・差別是正を実効あるものにするために、気軽に相談できる窓口をひらく整備するとともに、権限のある独立した救済機関を設置し、立証責任と資料提出義務を企業側にもたせ、違反事業主への制裁措置を強化する。差別是正のための積極的な取り組みを一定規模以上の企業に義務化します。	
(1.2) 労働者の性別や雇用形態にかかわらず「同一価値労働同一報酬の原則」を実現するために、どのような政策を実施しますか。						
1. 同じ職場で同じ仕事をしている人の待遇の格差についての調査を実施する。			○	○	○	
2. 同じ職場で同じ仕事をしている人の待遇に格差がある場合、罰則規定を設ける。				○	○	
3. 同じ職場で同じ仕事をしている人の待遇に格差をつくらぬよう、企業や使用者の意識啓発と指導をおこなう。	○	○	○	○	○	○
4. 最低賃金を引き上げる（目標金額）。			○（全国平均1000円）	○（時給1000円）	○（時給1000円以上）	
5. その他			労働契約法における均等待遇原則を徹底する。労働者派遣法を改正し、派遣労働者と派遣先労働者の均等待遇原則を追加する。		労働者派遣法やパート労働法などを抜本的に改正し、「同一価値労働同一賃金」の原則にもとづく均等待遇の法制化をすすめます。労働者の相談窓口や企業に対する監督・勧告・指導をおこなう体制を拡充・強化します。	
(1.3) 派遣労働や有期雇用などの非正規労働の問題を解決するため、貴党はどのような政策を実施しますか。						
1. 登録型派遣制度（派遣会社に登録して仕事があるときだけ雇用契約を結ぶ）は原則禁止する。				○	○	○
2. 派遣労働者の直接雇用の義務が生じた場合の、違反企業への罰則を強化する。				○	○	
3. 労働者派遣法を規制強化し、（26業種を含め）一切の派遣労働を禁止する。				○	○	
4. 期限のある仕事以外は、有期雇用を認めないことを原則とする。			○	○	○	
5. 派遣・有期雇用を含めたすべての非正規労働に、正規労働との「同一価値労働同一報酬の原則」を適用するよう企業を指導する。			○	○	○	○
6. 非正規労働者の社会保険加入を促すための施策を実施する。	○	○	○	○	○	○
7. その他	・非正規労働者の総合的な就労・生活支援を行うワンストップサービスの全国展開を目指す。 ・パートや有期契約労働者の正社員転換、均衡処遇の取組の支援を行う。 ・日雇派遣の原則禁止、常用化の促進など派遣労働者の待遇改善を行うための労働者派遣法の改正を行う。 ・非正規労働者をはじめ、職業能力形成機会に恵まれない方への職業訓練に対する支援を充実させる。	派遣労働において、いわゆる「マージン率」が教育訓練等の必要経費を除外した上で適切な率となるような一定の規制を導入します。	【民主党】<派遣法改正の主要事項> ・解雇予告手当や社会保険が十分適用されない2カ月以下の雇用契約について労働者派遣を禁止。これに伴い「日雇い派遣」「スポット派遣」も原則禁止、派遣労働者と派遣先労働者との均等待遇原則を確立 ・「直接雇用みなし制度」の創設。違法な派遣が行われた場合などに、派遣労働者が派遣先に直接雇用を通告できるようにする ・ものの製造現場における労働者派遣については、専門業務を除き原則禁止 ・一般労働者派遣事業については、26専門業務以外の派遣労働者は常用雇用に限定 ・マージン比率を含め情報公開を徹底 ・「専ら派遣」禁止規定を拡大し、法人およびその子法人から成る法人グループへの派遣を80%未満に制限。		【日本共産党】労働者派遣法を、派遣労働者の雇用と権利をまもる派遣労働者保護法に抜本改正します。登録型派遣は原則禁止し、専門業務にきびしく限定するとともに、現行の専門26業種自体も見直しします。製造業への派遣を禁止する。事前面接や「系列派遣」「もっぱら派遣」の場合、また偽装請負や社会保険未加入派遣などの違法状態が一年以上継続している場合は、派遣先が直接雇用したものとみなします。紹介予定派遣の廃止。労働契約の中途解除の制限。労働基準法を改正して期間の定めのある契約を制限します。	
(1.4) 妊娠・出産、産前・産後休業・育児休業の申し出や取得を理由に、解雇や雇止めなどの扱いを受ける「産休切り」・「育休切り」が全国的に急増していますが、これを防ぐために育児・介護休業法の「不利益取扱いの禁止」をいかにして強化しますか。						
1. 監督官庁による是正指導を徹底する。	○	○	○	○	○	○
2. 罰則を設ける。（具体的に）				○（具体的に；検討中）	○	
3. その他	・1とも関連するが、改正育児・介護休業法で新たに措置された企業名の公表制度を活用する。	不利益取扱いは、明らかな法律違反です。悪質な「産休切り」や「育休切り」は厳正に取り締まるべき事業です。それと平行し、企業や事業主への制度等の徹底を図ります。	育児休業後の労働条件等を文書で明示することを義務化する。		都道府県労働局や雇用均等室の統廃合を許さず、気軽に相談できる窓口の拡充、相談に親身に対応できるよう体制強化を図ります。	
(1.5) 長期化する求職活動中の若者の生活を保障する制度がありません。このような状況に対して、貴党はどのような政策を実施しますか。						
1. これまで一度も職に就いたことが無くても、失業保険を受給できるようにする。					△	
2. 若い世代を対象とした、生活保障付きの職業訓練制度を設ける。	○	○	若者が安定した職業に就けるよう、①「若年者等職業カウンセラー」による職安での就労支援、②「個別就業支援計画」の作成などによる職業指導、③民間企業での職業訓練等を行う。	○	○	
3. ベーシック・インカムを導入する。						
4. その他	・「経済危機対策」により「緊急人材育成・就職支援基金」が設置され、失業給付が受給できない方への訓練期間中の生活保障として、月10～12万円の支給を行う（訓練・生活支援給付の）制度が7月から既にスタートしており、この制度の効果的な実施に努めています。 *上記のとおり、生活保障付きの職業訓練制度が既に設けられており、これは若い世代も対象となっているため、2にも○を付けております。	公明党の提案で、職業訓練中に月最大12万円の生活保障給付を行う「訓練・生活支援給付」制度が創設されました。この制度を雇用保険に準じる第2のセーフティネットとして恒久化します。	必要に応じて就労支援手当（1日1000円、月3万円相当）を支給する。教育機関・企業・国・自治体が連携して、職業体験学習や企業見学、インターンシップなどを行い、若い世代の就労意欲の向上を図る。さらに、非正規労働者が職場を追われ、ネットカフェ等で寝泊りする状況の人が増加していることを受け、安定した就職が難しい若者等に対して、ハローワーク・自治体・企業の連携のもと、カウンセリングや職業紹介、職業訓練、賃貸住宅への入居などを支援する。	【日本共産党】1について、新卒未就職者を含めて、未就職「失業者」が、雇用保険特別会計で実施されている職業訓練やそれともなう生活援助などの施策から除外されている現状を改めるべきだと考えています。未就職者のうち、どの部分を「失業者」とするかなどは検討の余地はありますが、雇用保険特別会計のいわゆる二事業の範囲や、一般会計からの支出などを含めて、就職を希望しながら職に就けない人たちへの支援を強化すべきだと考えています。ただ、それらの事業を、一般的な雇用保険の失業給付に含めることは、雇用保険加入者の合意を含めて、検討が必要だと考えます。 就職相談体制の整備、希望するすべての求職者、失業者に職業訓練の機会を提供でき、技術や技能、資格を取得できるように職業訓練を充実・強化します。「内定取り消し」を許さず、就職活動の早期化・長期化を改めるため、実効性のあるルールをつくります。雇用保険を抜本的に拡充し、失業給付期間を、現在の90-330日から180-540日程度までに延長する、給付水準の引き上げ、受給資格の取得に要する加入期間の短縮、退職理由による失業給付の差別をなくし、受給開始時の3カ月の待機期間をなくすなどの改善をすすめます。失業給付を受けられない失業者などへの支援をすすめ、生活援助を、生活に困窮しているすべての失業者を対象にするよう抜本的に拡充するとともに、恒久的な生活扶助制度として確立します。家賃補助、公共住宅建設や生活資金貸与などの支援を強めます。	若者の就職機会を拡大する「若者就職基金」の創設、職業訓練の充実、正規雇用転換奨励金の大幅拡大を実現します。	